

議案第11号

文化財の県指定について

文化財の県指定について別紙のとおり提出します。

平成22年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

【県指定天然記念物の指定】

平成22年3月15日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、鳥取県指定天然記念物に指定する。

名称	所在地
わなみ しおのうえ まくらじょうようがん 和奈見と塩上の枕状溶岩	鳥取市・八頭町

鳥取市河原町和奈見の枕状溶岩



八頭町塩上の枕状溶岩



<文化財的価値>

枕状溶岩は溶岩が水中を流れる際に形成されるもので、かつてこの地が海であり、海底での火山活動があったことを知る手がかりとなるものである。すなわち、当時の環境や地質を調べる上でも、学術的な価値が高いものといえる。

枕状溶岩は中国地方から北九州へと続く岩盤にみられ、約2～3億年前に形成されたものと考えられている。その範囲は広域だが、中国地方において陸地上で明瞭に観察できる場所は、鳥取市河原町和奈見地内の千代川河床と八頭町塩上のほかは知られておらず、学術的価値と希少価値が極めて高いものである。

鳥取県教育委員会

委員長 上山弘子 様

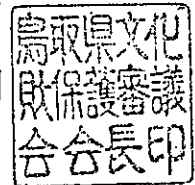
文化財（天然記念物）の指定について

文化財（天然記念物）として下記のとおり鳥取県指定することについて、
鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により答申します。

平成22年3月15日

鳥取県文化財保護審議会

会 長 岡田昭明



記

天然記念物 「和奈見と塩上の枕状溶岩」（鳥取市、八頭町）